

Q&A

(カテゴリー)

#004 麻酔、安楽死及び人道的エンドポイントについて

(質問)

#000001

問 20. 動物実験に使用する麻酔薬で注意すべき事項を教えてください。

(回答)

麻酔薬の法的管理：麻酔関連薬物は、その安全性や人への影響から、法的にその取り扱いが規制されています。特に「麻薬及び向精神薬取締法」には動物実験において使用される薬物の幾つかが対象薬物として指定されています。例えば塩酸ケタミン（麻薬）、ミダゾラム及びペントバルビタール（向精神薬）などであり、向精神薬を研究で使用する施設は、地方厚生（支）局長又は都道府県知事に向精神薬試験研究施設設置者登録をしなければなりません。一方、麻薬を研究用として実験室等で使用する場合は、研究者個人が麻薬研究者免許を研究施設ごとに、その所在地の都道府県知事に申請して取得し（問合せ先：各都道府県の薬務担当課など）、その人を責任者として、法令に基づいた管理をする必要があります。研究室においては責任者が麻薬研究者免許を取得すれば、他の研究員（学生等）は免許保持者の監督の下で、その麻薬を使用することができます。

忌避すべき麻酔薬：麻酔薬は医薬品として認可されている薬物を使用すべきです。従来頻繁に使用されていた下記の4種類の薬剤は、全身麻酔薬としては特別な理由がない限り使用すべきではありません。

- 1) ペントバルビタール、2) アバチン（トリブロモエタノール）、3) ウレタン、4) エーテル

以上、詳細については「東北大学における動物実験等に関する規程とその解説-動物実験に用いられる代表的な麻酔薬と鎮痛薬」

<http://www.clar.med.tohoku.ac.jp/data/kitei/13th/hoi8-13th.pdf>
を参照してください。